

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月10日（月）午後1時30分から午後2時07分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守 夫
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員（4人）

事 務 局 長	岩 本 将 史
事務局長補佐	石 神 正 夫
主 査	大久保慎太郎
係 長	村 田 晃 良

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（岩本事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和 2 年 2 月定例総会を開催いたします。

携帯電話等につきましては、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

それでは、はじめに定例総会の開催にあたりまして、齊藤会長よりご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

皆さん、大変お忙しい中 2 月の定例総会にご出席いただきありがとうございます。本総会には農地利用最適化推進委員の皆さん方にも出席いただいております。重ねて御礼を申し上げたいと思います。

さて、1 月 29 日に行われました令和元年度農業委員会県南連絡協議会の全体研修に、多数の方にご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

研修会では、スマート農業についての講演を受けたわけではありますが、皆様方もこの講演でスマート農業の効果、いい面を十分理解できたのかなと思います。一方でスマート農業には相当の設備投資がかかるということで、中々スマート農業に取り組むという考えには至らないのかなと思います。

今般、つくばみらい市の農業政策としてスマート農業を推進し、その中でいくつかの事業を行うことになっているそうです。本日の総会終了後、農地利用最適化推進連絡会の中で産経課より来ていただきまして、その辺の取り組みについて説明をいただくことになっていますので、皆さんよく理解を深めていただければと思います。

それから 2 月 5 日につくばみらい市の再生協議会の総会がありました。この中で令和 2 年産のコメの生産数量目標に相当する数値が決定いたしました。この決定内容につきましてちょっと申し上げますと、令和 2 年度の実産数量目標は市全体で 1 万 1 千 6 1 5

トン。面積換算で2, 187haになりました。

これは、令和元年度と比べますと数量で58万トン減、それから面積で11haの減となっております。コメの生産数量目標に対する数値の配分率、これが70.8%ということですが。

令和元年度が71.0%ですので、0.2ポイント昨年より配分が減ることになります。いずれ各家庭に配分数値が通達されると思いますけれど、この配分で令和2年度の生産が行われるということになります。大変コメの需要が減ってしまっていて、たまたま令和元年度は作況指数が県全体で99%ということであったため、在庫数量が増減なしという程度になりました。

これが、作況指数が100%を超えると米の過剰となりますので、そうならないように生産調整、今調整という言葉は言わないのですが、皆様方もこの配分率を達成するようにひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の総会は、議案5件と報告事項2件となっております。皆様方の真摯なご討議をお願ひしまして、簡単ですが挨拶と致します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

1. 事務局（岩本事務局長）

はい、ありがとうございます。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。

また本日は、農地利用最適化推進委員さん10名にも出席をいただいております。

委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願ひいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせてまいりますので皆様方のご協力お願ひ致します。

まず、最初に議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議はございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしということでございますので、早速指名させていただきます。5番中山職務代理、6番前島委員2名の方に議事録署名委員をお願ひし

ます。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は6件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は工場改築による敷地拡張のための売買となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は309㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は59㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は589㎡，合計3筆957㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための使用貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■■，地目は登記畑，現況雑種地，面積は464㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は資材置場として使用するための賃貸借となっております。申請地は、■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は438㎡でございます。

続きまして受付番号4番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は30㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は312㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は16㎡，合計3筆358㎡でございます。

続きまして受付番号5番、申請理由は駐車場、資材置場及び出入口通路として使用するための売買となっております。申請地は、■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積は255㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積は1,751㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積は5,909㎡，合計3筆7,915㎡でございます。

続きまして受付番号6番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は284㎡でございます。

1. 議長（齊藤会長）

はいそれでは、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず伊奈地区につきまして、1番海老原委員報告をお願いします。

1. 海老原委員

それでは、2月3日に行った書類審査及び現地調査結果について報告いたします。調査は午前9時から、齊藤会長、飯泉委員、矢口委員、岩本局長、大久保主査と私で行いました。

まず議案第1号受付番号1番については、地図は3ページになります。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地3筆957㎡と既存の工場敷地面積4,944.30㎡の合計5,901.30㎡を利用し、工場の拡張をするために申請されたものです。申請面積が、既存工場の敷地面積の2分の1を超えないことから、1種農地の許可基準に該当すると判断しました。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、工場敷地の拡張をするための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は4ページになります。申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆464㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。以上であります。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。続いて谷和原地区につきまして、4番栗原委員よろしく申し上げます。

1. 栗原委員

2月3日に行った書類審査、現地調査の結果についてご報告いたします。齊藤会長、前島委員、羽田委員、私、事務局から岩本局長、大久保主査が参加しました。

受付番号3番、地図は5ページになります。申請地は中央を縦に走っております国道294号の西側、細代新農村集落センターの南側に位置しております。荒れていることもなく、また耕作もされていない管理地となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地

規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、申請地438㎡を利用し、砂利、山砂、土砂、残土を置き、運搬車両及びバックホウ等の建設機械を駐車する計画となっております。事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、地図は6ページになります。申請地は、台の宮農研修センターや中村食堂の目の前にあります。草木が生えており耕作はされておりました。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、申請地3筆358㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号5番、地図は7ページになります。申請地は谷和原庁舎前のつくば野田線を小絹方面へ行き、JA小絹ホールのある信号を左折し、真っすぐに進んだ右側にあります。耕作はなされておらず、生えていた葦や木を伐根してある状態でした。

申請地の農地区分は、農用区域内にある農地ではありますが、現在、農振除外見込みが出ており、除外後は申請地からおおむね500メートル以内に関東鉄道常総線小絹駅の改札口があることから、2種農地と判断いたします。

申請者は、申請地3筆7,915㎡を利用し、大型トレーラー12台、業務用車両3台、従業員用駐車場12台分を整備し、資材置場として木材チップをコンテナに集積したものを15個置く計画となっております。事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号6番、地図は8ページになります。申請地は地図左端を縦に走る国道294号と関東鉄道常総線、地図の上から下へ斜めに走る常磐自動車道が重なる辺りの東側に位置しております。周りはアパートなどがあり、住宅地に取り残された農地という印象でした。また耕作はされておらず短い草が生えているだけでした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、申請地284㎡を利用し自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。報告は以上です。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号4番についてご質問のある方願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号5番についてご質問のある方願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号6番についてご質問のある方願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は2件となっております。9ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積は132㎡，■■■■字■■■■番■■，地目は登記宅地，現況畑，面積は559.9㎡，合計2筆691.9㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番■■，地目は登記山林，現況畑，面積は991㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

1. 議長（齊藤会長）

はい、それでは現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思います。まず伊奈地区につきまして、3番飯泉委員報告をお願いします。

1. 飯泉委員

ご報告させていただきます。まず3条の所有権移転ですが、2月3日午前に、齊藤会長、海老原委員、矢口委員、岩本事務局長、大久保主査、それと飯泉で行いました。その書類審査、現地調査結果について報告いたします。

まず受付番号1番、地図は10ページになります。この場所につきましては、藤代紫水高校からつくば方面に向かう道路の城中の神社のところに信号があるのですが、その信号を紫水高校からみて右折して、一番最南端の田んぼに接した地域になります。

申請者は、自作地と借入地あわせて約423アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻と野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田1筆132㎡と登記は宅地，現況は畑ですが，車庫らしき

建物がありました畑になっています。これが1筆559.9㎡の合計2筆で691.9㎡で、規模拡大のために売買により譲り受け、野菜を作付する予定になっております。

以上のことから、1番の申請については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、続いて谷和原地区につきまして、6番前島委員報告をお願いします。

1. 前島委員

同じく2月3日の午後に行った書類審査、現地調査結果について報告します。出席者は、先ほど栗原委員の方から発表のありました人員で回っております。

受付番号は2番、地図は11ページになります。現地の報告としましては中原地区の北の方の地域になりまして、私も初めて行った所で隣に東京電力の常総変電所がありまして、大きな高圧線等が集まってきている所です。現地は東京電力常総変電所の道路を挟んだ西側になります。

現況としましては現在耕作されておらず、1メートル前後の草が生えている状態です。現地の南側の農地は芝等が耕作されており、畑が広がっております。

申請者は、自作地約171アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記山林、現況畑1筆991㎡で、規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第2号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方の挙手をお願いします。
(挙手なし)

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神補佐）

それではご説明いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」こちらの方につきましては、12ページの農用地利用集積計画総括表の中からご説明いたします。

まず新規案件といたしまして、田が113筆の262,256㎡、畑が75筆の77,871㎡、合計188筆の340,127㎡。

更新の部ですが、田が20筆の48,570㎡、畑が7筆の16,018㎡、合計27筆の64,588㎡となります。

合計でいきますと、田が133筆の310,826㎡、畑が82筆の93,889㎡、合計215筆の404,715㎡。貸し手が85、借り手が26となります。利用権の設定時期は令和2年3月1日及び令和2年7月1日となっております。

詳細につきましては、13ページから23ページになります。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、これより審議をしていきますが、22ページの受付番号199番から208番は前島農業委員が議事参与の制限となっております。さらに209番から211番は文随推進委員が議事参与の制限となっております。それから212番から215番は榎田推進

委員が議事参与の制限となっています。したがって、4つに分けて審議を進めてまいります。

まず最初に、1番から198番までについて審議いたします。1番から198番まで、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。議案第3号の受付番号1番から198番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、1番から198番は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、199番から208番を審議いたします。前島委員の退席をお願いします。

(前島委員退席)

1. 議長(齊藤会長)

それでは審議いたします。受付番号199番から208番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。199番から208番について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、199番から208番は原案のとおり許可することに決定いたしました。前島委員の復席をお願いします。

(前島委員復席)

1. 議 長（齊藤会長）

続いて209番から211番を審議いたします。文随推進委員の退席をお願いします。
（文随推進委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、209番から211番を審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします209番から211番について、賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、209番から211番は原案のとおり許可することに決定いたしました。文随推進委員の復席をお願いします。
（文随推進委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて212番から215番を審議いたします。榎田推進委員の退席をお願いします。
（榎田推進委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、212番から215番を審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。212番から215番について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、212番から215番も原案のとおり許可することに決定いたしました。榎田推進委員の復席をお願いします。

(榎田推進委員復席)

1. 議長(齊藤会長)

以上審議した結果、議案第3号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

1. 事務局(石神補佐)

はい、それではご説明いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」こちらの方につきましても24ページの農用地利用配分計画(案)総括表の中からご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が10筆の18,957㎡、畑が2筆の1,838㎡、合計12筆の、20,795㎡。貸手が6、借手が1団体となります。権利の設定は、令和2年4月1日からとなっております。

詳細につきましては、25ページとなります。以上です。

1. 議長(齊藤会長)

はい、それでは議案第4号一括して審議を進めてまいります。

議案第4号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神補佐）

はい、ご説明いたします。議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」こちらにつきましても26ページの農用地利用配分計画（案）総括表の中からご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が10筆の18,957㎡、畑が2筆の1,838㎡、合計12筆の20,795㎡。貸手が6、借手が4となります。権利の設定は、令和2年4月1日からとなります。

詳細につきましては、27ページとなります。こちらにつきましては、市の方から意見を求められているものでございます。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、それではこれより審議してまいります。受付番号11番は、萱橋委員が議事参与の制限になっております。さらに12番につきましては中山職務代理が議事参与の制限になっております。したがって、3つに分けて審議してまいります。

まず最初に、受付番号1番から10番について審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは採決いたします。議案第5号の受付番号1番から10番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございます。全員賛成により、受付番号1番から10番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、11番を審議いたします。萱橋委員の退席をお願いします。

(萱橋委員退席)

1. 議 長 (齊藤会長)

11番を審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので採決いたします。11番について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、11番は原案のとおり承認することに決定いたしました。萱橋委員の復席をお願いします。

(萱橋委員復席)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、受付番号12番について審議いたします。中山職務代理の退席をお願いします。

(中山職務代理退席)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは1 2番を審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。
(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので採決いたします。受付番号1 2番について、承認される方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号1 2番も承認することに決定いたしました。中山職務代理の復席をお願いします。
(中山職務代理復席)

1. 議 長 (齊藤会長)

以上、審議した結果、議案第5号は全て承認することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて報告事項に入ります。事務局より報告事項2件、一括して報告をお願いします。

1. 事務局 (岩本事務局長)

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。28ページになります。

今回、専決処分したものは4件です。自己住宅建設のための売買が2件。建売住宅建設のための売買が1件、駐車場とするための売買が1件です。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は29から37ページになります。

今回の合意解約は41件です。解約の理由は、転用のためのものが2件、耕作者変更のためのものが15件、耕作者が法人化するためのものが24件となります。報告案件は以上でございます。

1. 議 長（齊藤会長）

以上で本日予定いたしました議事が全て終了しましたので、以上をもちまして本総会を閉会といたします。